

## 制度のご案内

ぼ 母子家庭 ふ 父子家庭 か 寡婦  
の支援です

### 0歳～18歳 児童手当

0歳から18歳年度末までの児童を養育している父母等のうち、前年所得が高い方に支給します。  
(公務員の方は、職場から支給されます。)

#### ★受給資格★

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。  
→相談してください。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。

#### △月額の支給額(1人)

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降※
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上18歳年度末まで	10,000円	30,000円

※22歳年度末までの養育している子のうち、3番目以降の子

#### △支給方法と支給日

- ・原則として、申請日の翌月分から支給します。

#### 支給日(令和7年度)

4月期(2～3月分)	4月15日(水)
6月期(4～5月分)	6月16日(月)
8月期(6～7月分)	8月15日(金)
10月期(8～9月分)	10月15日(水)
12月期(10～11月分)	12月15日(水)
2月期(12～1月分)	R8年2月16日(月)



### 子ども医療費助成

尾道市に住民票のある、0歳から18歳年度末までの子どもが、病気やケガで医療機関を受診した場合、その医療費の一部を助成します。

※就学前までは、誕生月毎に証書を送付します。  
就学後は新しい証書を送付しないのでご注意ください。

#### △対象者

入院・通院ともに0歳～18歳年度末までの子ども

#### △一部負担金

医療機関ごとに1日500円(通院は月4日、入院は月14日まで)の一部負担金が必要です。

◆問い合わせ 【児童扶養手当・ひとり親家庭等医療助成】 子育て支援課 子育て支援係 ☎0848-38-9205  
【児童手当・子ども医療費助成】 子育て支援課 窓口サービス ☎0848-38-9112

### 住まいと暮らしのサポート

#### 公営住宅の優遇措置 ぼ ふ

20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の方は、公営住宅入居募集の選考において、抽選の当選率が2～3倍に優遇されます。定期募集は、おおむね6月・10月・2月に行います。

#### ◆市営住宅に関する問い合わせ

堀田・誠和共同企業体 市営住宅管理センター ☎0848-21-1266  
(月～金 8:30～17:30 祝日等除く)

#### ◆県営住宅に関する問い合わせ

堀田・誠和共同企業体 県営住宅管理センター ☎0848-24-2277  
(月～金 8:30～17:30 祝日等除く)

#### ※『申込のしおり』配布場所

堀田・誠和共同企業体 各管理センター  
まちづくり推進課住宅政策係(市役所3階)  
因島・御調・向島・瀬戸田の各支所



#### 保育料の決定・利用料の減免制度

家庭の状況、所得によって保育料や副食費、利用料を決定します。

#### ◆認可保育所等についての問い合わせ

子育て支援課 児童保育係 ☎0848-38-9114

#### ◆公立幼稚園についての問い合わせ

教育委員会 庶務課 庶務係 ☎0848-20-7238

#### ◆放課後児童クラブについての問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係 ☎0848-38-9215

#### 小学4年生～ 中学生

#### 学習支援教室

一人ひとりの力に合わせた個別の学習指導  
※原則、毎週土曜日開催

◆問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎0848-38-9205



### 民間賃貸住宅の居住支援のご案内

『広島県居住支援協議会』で検索

◆問い合わせ 広島県住宅課 ☎082-513-4164

## 手当・医療助成

0歳～18歳 0歳～20歳 障がいのある児童

### 児童扶養手当 ぼ ふ



父母の離婚・父または母の死亡等によって、父または母と生計をともにしている児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または、20歳未満で中度以上の障がいがある児童)を養育しているひとり親家庭の父、母、または養育者(祖父母など)に支給します。  
※毎年8月に現況届が必要です。

#### △対象者

次のいずれかの子を扶養しているひとり親家庭の父、母または養育者(祖父母など)に支給されます。

- ・父母が離婚(事実上の婚姻関係を解消)した子
- ・父または母が死亡または生死不明である子
- ・父または母が重度の障がいのある子
- ・保護命令を受けた父または母の子
- ・父または母が、1年以上拘禁されている子
- ・父または母から1年以上遺棄されている子
- ・婚姻によらないで生まれた子

0歳～18歳

“対象者”に該当しても次のいずれかに該当する場合は、支給されません。

- 父または母、および同居の家族の方(父母、祖父母、兄弟など)の前年所得が一定額以上あるとき

※毎年、所得の見直しがあります。

→次の9～10月に相談してください。

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し年金額が手当額を下回るときはその差額分を支給します。

→相談してください。

#### △所得限度額

対象者の前年の所得(課税台帳上の所得に前年対象者または子が受け取った養育費の8割を合算した額)が一定の額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給されません。また、「対象者と同居している家族の方」の前年の所得が一定の額以上ある場合は、その年度は手当が支給されません。

0歳～18歳

### ひとり親家庭等医療費助成 ぼ ふ

△月額の支給額  
(令和7年4月分以降)

第1子 11,010円～46,690円

第2子以降 5,520円～11,030円

※所得に応じて金額が決まります。

#### △支給方法と支給日

- ・申請日の翌月分から支給します。

#### 支給日

5月期(3～4月分)	5月9日(金)
7月期(5～6月分)	7月11日(金)
9月期(7～8月分)	9月11日(木)
11月期(9～10月分)	11月11日(火)
1月期(11～12月分)	1月9日(金)
3月期(1～2月分)	3月11日(水)

※受給者名義の金融機関の口座に振り込みます。



## 生活のための経済的支援

### 母子・父子・寡婦 福祉貸付金

#### ぼ ふ か

母子家庭・父子家庭や寡婦の人に、その経済的自立や子どもの福祉を図るために、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸し付けを行っています。

※事前にご相談ください。



#### △対象者

- ・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

父母のいない児童(20歳未満)

◆申請書類の提出先: 子育て支援課、各支所

◆相談: 広島県東部厚生環境事務所 厚生課

☎ 0848-25-4632 (ダイヤルイン)

土日でも申請書類の提出を受け付けます。

予約をお願いします。

尾道市母子・父子福祉センター  
(尾道市総合福祉センター内)

☎ 0848-22-8385 (火～日 9:00～17:00)



### 生活福祉資金貸付

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯が、安定した生活を送れるようにするために、資金の貸し付け(低利または無利子)と必要な相談支援を行っています。

◆問い合わせ 尾道市社会福祉協議会

☎ 0848-21-0322

### JR通勤定期乗車券の特別割引

児童扶養手当受給者およびその方と同一世帯員で、通勤のためJRの定期乗車券の必要な人は、手続きをすると3割引になります。

◆問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係

☎ 0848-38-9205



## 教育のための経済的支援

### ①高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金【全員手続】4月申請

県内の高校等に在学する生徒に対して、授業料・受講料を支援します。

公立高校は無料、私立高校は一定額(実質無料の場合あり)の支払い。

### ②高校生等奨学給付金【対象者】7月申請

国公私立高校等に在学する生徒で、その保護者等が県内に住所を有する場合、制服や教科書などの教育費に充てるため、世帯構成等に応じて奨学給付金が支給されます。(返還不要) ※低所得者世帯(非課税世帯)

### ③高等学校等学びの変革環境充実奨学金【対象者】7月申請

県内の高校等に在学する生徒に対して、授業等で使用する生徒用コンピュータを保護者負担で購入する費用を支援します。(返還不要) ※低所得者世帯(非課税世帯)

### ④高等学校等奨学金【希望者】4月～申請

国公私立高校等に在学する生徒で、その保護者等が県内に住所を有する場合に、学資金の一部を貸し付ける制度です。(返還が必要)

### ⑤定時制及び通信制課程修学奨励金・教科書給与【希望者】4月申請

働きながら県内の定時制・通信制で学ぶ生徒を助ける制度です。

### ⑥授業料減免制度【希望者】

3年(定時制は4年)を超えて在籍している生徒についての減免制度です。

### ⑦入学料の免除【希望者】

一定の要件を満たす方について入学料を免除します。

